

広島市告示（中区）第2号  
令和8年1月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 林由美

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

3 委任年月日

令和7年9月1日

4 委任期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで